

松戸市 循環型社会形成推進地域計画

平成28年12月19日

松 戸 市

目 次

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1) 対象地域	1
(2) 計画期間	1
(3) 基本的な方向.....	1
(4) 広域化の検討状況.....	2
2 循環型社会形成推進のための現状と目標	3
(1) 一般廃棄物等の処理の現状.....	3
(2) 一般廃棄物等の処理の目標.....	4
3 施策の内容	5
(1) 発生抑制、再使用の推進.....	5
(2) 処理体制	6
(3) 処理施設等の整備.....	10
(4) 施設整備に関する計画支援事業.....	10
(5) その他の施策.....	11
4 計画のフォローアップ	12
(1) 計画のフォローアップ.....	12
(2) 事後評価及び計画の見直し.....	12
《添付資料 1 対象地域図》	資料-1
《添付資料 2 目標の設定に関するグラフ等》	資料-2
《添付資料 3 分別区分説明資料》	資料-4
《添付資料 4 現有処理施設の概要》	資料-5
《添付資料 5 地域内の一般廃棄物処理施設の現況と予定》	資料-7
循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1	資料-8
循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2	資料-10
地域の循環型社会形成推進のための施策一覧.....	資料-11
【参考資料様式 1】施設概要（マテリアルリサイクル推進施設系）	資料-12
【参考資料様式 6】計画支援概要	資料-14

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名	松戸市
面積	61.38km ²
人口	485,803人（平成28年10月1日現在）

(2) 計画期間

本計画は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間を計画期間とする。
なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には本計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

ア 3Rの推進

平成26年3月に策定した「ごみ処理基本計画」の基本方針のとおり、資源循環型社会を構築するためには、市民・事業者・市が協働し、3R施策を推進していくことが重要である。そのため、本市は、啓発活動等の施策により情報の共有化を図り、市民・事業者がごみ問題について考え、行動するための環境づくりを推進する。

イ 家庭系ごみの減量化

家庭系ごみの発生抑制につながる環境にやさしい行動を促すため、ごみ減量施策として資源ごみの集団回収の推進、町会の連絡網を利用した情報提供や、環境教育等の啓発活動等を実施してきた。今後は、ごみ分別の徹底や、ごみを極力出さないライフスタイルを促進するための新たな施策を推進していく。

ウ 事業系ごみの減量化

事業系ごみの減量化対策としては、多量排出事業者に対しては減量計画書の提出を求め、それ以外の事業者に対してもごみ処理状況届出の提出を求め、それらの書類を元に指導を行っている。今後は減量・資源化マニュアルの作成・配布や、多量排出事業者の訪問指導などの新たな施策を実施し、3Rの推進に向けた事業者の意識改革を促進していく。

エ 中間処理計画

資源の効率的な回収とごみの適正処理を目指した施設及び処理体制の整備を図っていく方針である。

現在、本市から排出される焼却対象ごみはクリーンセンター及び和名ヶ谷クリーンセンターで処理を行っており、両施設とも基幹改良工事により延命化を行っているが、平成31年度にはクリーンセンター、平成41年度には和名ヶ谷クリーンセンターが稼働を停止する予定である。

また、資源ごみやプラスチック類等を処理している日暮クリーンセンター及び資源リサイクルセンターについても老朽化のため、建て替えを行う必要がある。

今後は、平成31年度のクリーンセンターの停止に伴い、整備を予定している中継施設や新たなリサイクルセンターの整備を計画的に行っていく。

オ 最終処分計画

本市の最終処分は、その大部分を市外・県外の民間最終処分場に処分を委ねていることから、3Rの取り組みを推進するとともに焼却残渣等の資源化に努め、最終処分量の削減を図っていく。

なお、安定して最終処分ができるよう、今後も最終処分先の確保に向けて民間事業者並びに関係自治体との良好な関係の維持を図っていく。

(4) 広域化の検討状況

清掃行政が抱える諸問題等について情報を共有化しその解決に繋げるため、「六市清掃協議会」（構成員：千葉市、市川市、松戸市、船橋市、柏市、習志野市）を組織している。今後、本協議会等を活用し広域処理の可能性についても、調査・研究を行っていく。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成 27 年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図 1 のとおりである。

総排出量は、集団資源回収量を含め、151,129 トンであり、再生利用される「総資源化量」は 35,846 トン、リサイクル率（＝（直接資源化量＋中間処理後の再生利用量＋集団回収量）／（ごみの総処理量＋集団回収量））は 23.7%である。

中間処理による減量化量は 100,132 トンであり、集団回収量を除いた排出量の約 75%が減量化されている。また、集団回収量を除いた排出量の約 12%に当たる 15,151 トンが埋め立てられている。

なお、中間処理量のうち、焼却量は 108,272 トン[※]である。クリーンセンターにおいては、場内給湯・暖房設備、温水プール（場外）及び老人福祉施設（場外）へ熱供給を行っている。また、和名ヶ谷クリーンセンターにおいては、場内給湯・冷暖房設備、発電設備、温水プール（場外）へ熱供給を行っている。

※クリーンセンター及び和名ヶ谷クリーンセンターの焼却処理実績量

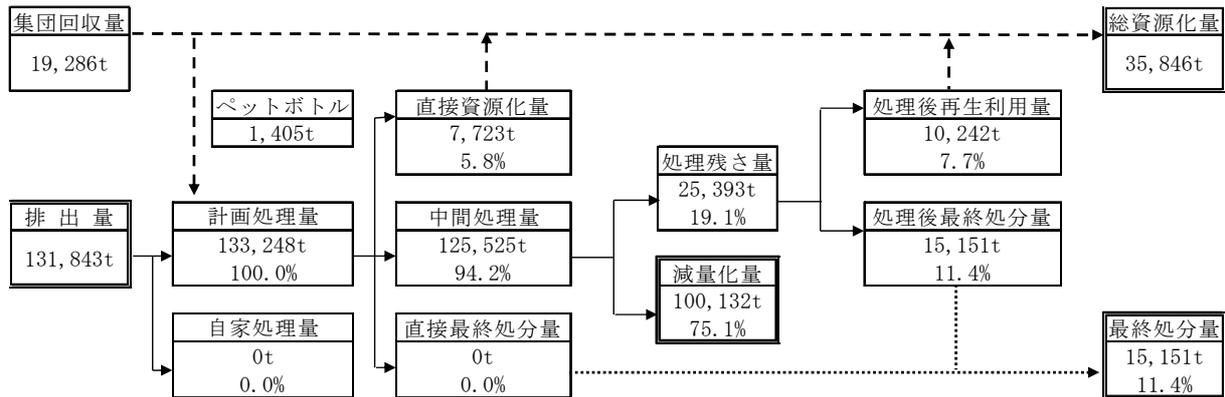


図 1 一般廃棄物の処理状況フロー

(2) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現状 (割合※1) (平成27年度)	目標 (割合※1) (平成34年度)
排 出 量	事業系 総排出量	37,042 トン	34,192 トン (-7.7%)
	1事業所当たりの排出量※2	2.8 トン/事業所	2.6 トン/事業所 (-7.1%)
	家庭系 総排出量	93,929 トン	86,701 トン (-7.7%)
	1人当たりの排出量※3	157.1 kg/人	146.3 kg/人 (-6.9%)
	その他 総排出量	872 トン	805 トン (-7.7%)
	1人当たりの排出量※4	1.7 kg/人	1.6 kg/人 (-5.9%)
	合 計 排出量合計	131,843 トン	121,698 トン (-7.7%)
計画処理量	排出量合計+ペットボトル量	133,248 トン	122,991 トン
再生利用量	直接資源化量	7,723 トン (5.8%)	7,040 トン (5.7%)
	総資源化量	35,846 トン (23.7%)	42,507 トン (30.0%)
熱回収量	熱回収量 (年間の発電電力量)	25,205 MWh	19,718 MWh
減量化量	中間処理による減量化量	100,132 トン (75.1%)	86,390 トン (70.2%)
最終処分量	埋立最終処分量	15,151 トン (11.4%)	12,793 トン (10.4%)

※1 排出量は現状に対する割合

総資源化量は集団回収量と排出量に対する割合
その他は計画処理量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = { (事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量) } / (事業所数)
平成27年度の事業所数は、平成27年度の事業所数(平成24年経済センサス)と同様とする。
事業所数;平成27年度:13,098事業所、平成34年度:13,098事業所(平成27年度事業所数と同数と仮定)

※3 (1人当たりの排出量) = { (家庭系ごみの総排出量) - (家庭系ごみの資源ごみ量) } / (人口)
計画収集人口(10月1日現在);平成27年度:483,480人、平成34年度:479,480人

※4 (1人当たりの排出量) = { (その他ごみの総排出量) - (その他ごみの資源ごみ量) } / (人口)
計画収集人口(10月1日現在);平成27年度:483,480人、平成34年度:479,480人

《指標の定義》

排 出 量: 事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く。)[単位:トン]

計画処理量: 排出量に集団回収のペットボトルを加算した量[単位:トン]

再生利用量: 集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和[単位:トン]

熱回収量: 熱回収施設において発電された年間の発電電力量[単位: MWh]

減量化量: 中間処理量と処理後の残さ量の差[単位:トン]

最終処分量: 埋立処分された量[単位:トン]

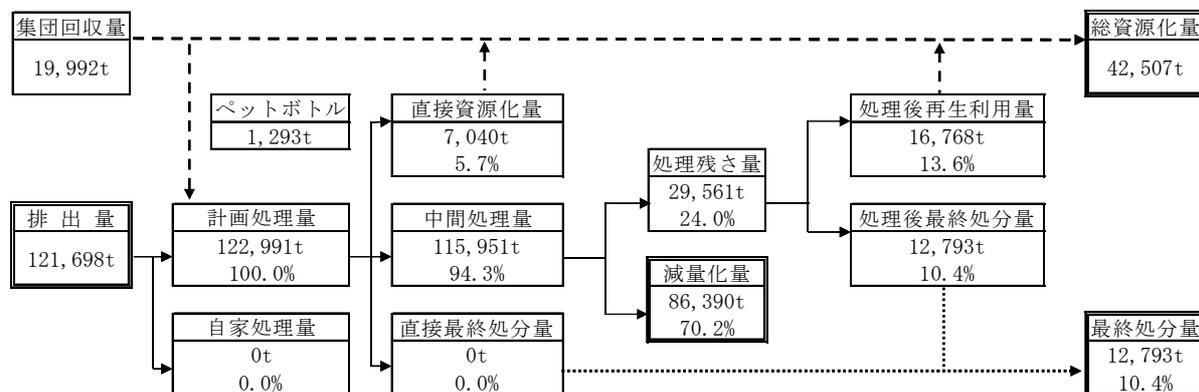


図3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

ア 有料化

本市は、事業系ごみについて事業者責任の徹底と事業系ごみの減量等を目的として、平成12年に全面有料化を実施した。

一方、家庭系ごみについては、有料シールの貼付けが必要な粗大ごみ以外は、市が無料で収集している。なお、清掃施設への直接搬入は有料としている。ごみの減量やリサイクルの促進には、経済的な誘導策が有効であることが、多くの市の実践例で示されている。家庭ごみの有料化については、市民のごみ減量努力が適正に評価されるとともに、市民のごみ問題に対する意識が一層高められ、最終的にはごみの発生抑制や再使用、リサイクルの促進が期待できることから、今後、実施に向け検討していく。

イ 環境教育・普及啓発・助成

次代を担う子供たちが、ごみの問題について、正しい理解を深め、自ら考えて行動できるようになることは、資源循環型社会の構築にとって、非常に重要なことである。そのため、地球環境問題への影響を含めた総合的かつ効果的な学習のための情報を提供していく。

ウ マイバッグ運動・レジ袋対策など

買い物袋の持参、過剰包装の拒否、使い捨て商品の利用抑制など、市民の自主的な取り組みは大変重要であることから、引き続き、ごみ問題や環境問題に係る情報提供やPR等を充実していく。

エ 発生抑制の推進

家庭系ごみについては、ごみの排出方法を示したパンフレット「ごみの分け方・出し方」や「ごみ処理ガイド」を常に分かりやすいものとなるよう努め、分別排出の徹底や資源化の促進を図っていく。さらに、家庭から排出されるごみの約25%を占める生ごみの減量を進めるため、引き続き、生ごみ処理容器等の利用促進に向けた啓発を積極的に行う。

また、市民の自主的な取り組みを促進するため、ごみ問題や環境問題に係る情報提供やPR等を充実させ、クリンクル協力店（環境にやさしい事業活動を実践する小売販売店）の店舗数の拡大を図ることで、消費者である市民の環境にやさしいライフスタイルへの変革を進める。

事業系ごみについては、事業者に対して、ごみ問題や環境問題に係る啓発等を行い、適正処理および減量・リサイクル等について指導を行っていく。また、廃棄物処理手数料の見直しを検討する。

オ 再使用の推進

不用品の再使用を進めるため、靴・バッグ・ベルトのボックス回収によるリユースを行っており、今後も継続してPRしていく。

また、物を大切に長く使うという観点から粗大ごみの再使用促進についても、今後、検討を行っていく。

カ リサイクルの推進

近年、資源の循環的利用が求められる中、町会・自治会・子ども会・PTA等のさまざまな市民団体による集団回収が活発に行われているので、その拡大に向けて積極的に支援していく。

キ 市民・事業者・市の連携

市民・事業者・市は、資源循環型社会を構築する上で主役であり、個々の活動だけでは達成が困難であることから、相互に連携して取り組まなければならない。そのため、情報の共有化や相互の連携を強化し、交流する機会の創出に努めていく。

(2) 処理体制

ア 家庭系ごみの処理体制の現状と今後

家庭系ごみの分別区分及び処理方法については、表2に示すとおりである。

収集方式については、現行のステーション方式では、だれが出したか明確でなく、分別や排出マナー等に課題があることから、今後、排出者責任が明確になることによって分別排出が徹底される戸別収集について検討する。

ごみの排出形態については、平成23年10月より燃やせるごみに対し、紙袋収集に加え、市認定ポリ袋での収集を開始した。今後は認定ポリ袋の利用を促進していく。

<焼却処理>

市域を大きく3つに分けた各地域にある焼却施設用地（クリーンセンター・和名ヶ谷クリーンセンター・六和クリーンセンター）を、今後も、焼却施設またはマテリアルリサイクル推進施設用地として位置づけ施設整備を行っていく。

現在、焼却処理はクリーンセンター及び和名ヶ谷クリーンセンターの2施設体制で行っているが、平成31年度をもってクリーンセンターは稼働を停止する予定である。そのため、新たなクリーンセンターが整備されるまではクリーンセンターで処理していたごみを外部委託せざるを得ない状況となる。外部委託にあたっては、中継施設を整備する予定であり、今後は、中継施設の整備計画を行うとともに、新クリーンセンターの整備についての検討を行っていく。また、広域による施設整備についても、調査、研究を行っていく。

□ クリーンセンター

基幹的整備を平成20～21年度にかけて実施しており、平成31年度まで稼働する予定である。

□ 和名ヶ谷クリーンセンター

基幹的整備を平成24～26年度に実施しており、平成41年度まで日常及び定期的な点検整備を実施し、施設の適正な処理能力を確保していく。

□ 六和クリーンセンター

新リサイクルセンターの整備場所として位置づけ、平成29年度より解体を進めていく。

□ 中継施設

クリーンセンターの稼働停止に伴い、資源リサイクルセンターの一部用地に平成32年度の稼働を目指し、中継施設を整備する予定である。

<資源選別処理>

資源リサイクルセンターについては、老朽化や中継施設整備用地の確保等の理由から、六和クリーンセンター跡地に新リサイクルセンターを整備する予定である。

新リサイクルセンターでは主に粗大ごみ、陶磁器ガラス、資源ごみ（ビン、カンを除く）処理する予定である。

<圧縮梱包処理>

日暮クリーンセンターについては、品質の良い容器包装プラスチックを効率よく確保するため、日常及び定期的な点検整備を実施し、施設の適正な処理能力を確保していく。また、容器包装リサイクル法に基づく、プラスチックの品質の安定が図られるよう、基幹的整備を含めて、施設整備の検討を行っていく。

<粗大ごみの処理>

粗大ごみについては、現在、3施設（和名ヶ谷クリーンセンター、日暮クリーンセンター、資源リサイクルセンター）で処理を行っているが、処理後の残渣物は施設間移動を行い処理していることから、処理する場所の集約化等、効率的な処理体制の確立が課題となっている。このため、今後は、新リサイクルセンターでの効率的な粗大ごみ処理のあり方について検討を行っていく。

<容器包装廃棄物の処理>

容器包装リサイクル法の対象品目である「ペットボトル」、「リサイクルするプラスチック」及び「その他ガラス容器」については、現在、資源化を行っており、今後とも継続していく。

イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

事業系ごみの分別区分及び処理方法については、今後とも、家庭系ごみに準じて行っていく。現在の廃棄物処理手数料は、ごみ処理原価より安く設定されているため、事業系ごみについては、ごみ減量・リサイクルについて経済的インセンティブ（誘因）が働きにくくなっている。このため、廃棄物処理手数料については、必要に応じて見直しを行っていく。収集搬入形態については、今後とも、現行の許可業者収集及び自己搬入を継続していく。

ウ その他ごみ（公共系）の処理体制の現状と今後

その他ごみの分別区分及び処理方法は、家庭系ごみに準じて行っていく。収集搬入形態については、現行の直営収集及び自己搬入を基本として継続していく。

エ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

産業廃棄物のうち、紙くず、木くず、繊維くず及び下水道し渣については一般廃棄物処理計画で「一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物」と指定しているが、今後、検討していく。

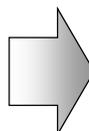
オ 今後の処理体制の要点

- ◇ 家庭系ごみは、現状では無料であるが、今後、有料化を実施に向けて検討していく。
- ◇ 既存の焼却施設用地（クリーンセンター・和名ヶ谷クリーンセンター・六和クリーンセンター）を、今後、焼却施設またはマテリアルリサイクル推進施設用地として位置づけ施設整備を行っていく。
- ◇ クリーンセンターについては、基幹的整備を平成20～21年度にかけて実施しており、平成31年度まで稼働する予定である。
- ◇ 和名ヶ谷クリーンセンターについては、基幹的整備を平成24～26年度に実施しており、平成41年度まで日常及び定期的な点検整備を実施し、施設の適正な処理能力を確保していく。
- ◇ 六和クリーンセンターについては、新リサイクルセンターの整備場所として位置づけ、平成32年度の稼働を目指し準備を進めていく。
- ◇ 中継施設については、平成32年度の稼働を目指し、資源リサイクルセンターの一部用地に整備する予定である。
- ◇ 資源リサイクルセンターについては、老朽化や中継施設整備用地の確保等の理由から、旧施設を解体する。
- ◇ 日暮クリーンセンターについては、品質の良い容器包装プラスチックを効率よく確保するため、日常及び定期的な点検整備を実施し、施設の適正な処理能力を確保していく。また、容器包装リサイクル法に基づく、プラスチックの品質の安定が図られるよう、基幹的整備を含めて、施設整備の検討を行っていく。
- ◇ 粗大ごみについては、現在、3施設（和名ヶ谷クリーンセンター、日暮クリーンセンター、資源リサイクルセンター）で処理を行っているが、処理後の残渣物は施設間移動を行い処理していることから、処理する場所の集約化等、効率的な処理体制の確立が課題となっている。このため、今後は、新リサイクルセンターでの効率的な粗大ごみ処理のあり方について検討を行っていく。
- ◇ その他のプラスチックなどのごみについては、現在、2施設（和名ヶ谷クリーンセンター、日暮クリーンセンター）で処理を行っているが、平成32年度より、日暮クリーンセンター及び市外民間施設で処理を行う予定である。
- ◇ 事業系ごみの廃棄物処理手数料は、現在、ごみ処理原価より安く設定されていることもあり、今後、必要に応じて見直しを行っていく。

表2 本市の家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 状 (平成27年度)					
松戸市					
分別区分	処理方法		処理施設等		処理実績 (トン)
			一次処理	二次処理	
燃やせるごみ	焼却	熱利用	クリーンセンター	(焼却灰) 委託	66,488
		発電 熱利用	和名ヶ谷 クリーンセンター	(焼却灰) 委託	
リサイクルする プラスチック	リサイ クル	圧縮	日暮 クリーンセンター	指定法人へ受け渡し	4,870
その他プラスチック などのごみ	焼却	発電 熱利用	和名ヶ谷 クリーンセンター	(焼却灰) 委託	7,228
	リサイ クル	圧縮	日暮 クリーンセンター	(残渣) 委託	
陶磁器・ガラスなど のごみ	埋立	選別	資源 リサイクルセンター	(残渣) 委託	990
ペットボトル	リサイ クル	圧縮	資源化施設	指定法人へ受け渡し	77
粗大ごみ	焼却	発電 熱利用	和名ヶ谷 クリーンセンター	(焼却灰) 委託	2,551
	リサイ クル	圧縮	日暮 クリーンセンター	(残渣) 委託	
	リサイ クル	破碎	資源 リサイクルセンター	売却	
資源ごみ	リサイ クル	選別	資源 リサイクルセンター	売却	11,606
	リサイ クル	圧縮	資源化施設	売却	
有害ごみ	リサイ クル	積替 保管	資源 リサイクルセンター	委託	119

※集団回収含まない



今 後 (平成34年度)					
松戸市					
分別区分	処理方法		処理施設等		処理実績 (トン)
			一次処理	二次処理	
燃やせるごみ	焼却	発電 熱利用	和名ヶ谷 クリーンセンター	(焼却灰) 委託	61,423
		積替	中継施設	委託	
リサイクルする プラスチック	リサイ クル	圧縮	日暮 クリーンセンター	指定法人へ受け渡し	4,469
その他プラスチック などのごみ	リサイ クル	圧縮	日暮 クリーンセンター	(残渣) 委託	6,667
陶磁器・ガラスなど のごみ	埋立	選別	新リサイクルセンター	(残渣) 委託	993
ペットボトル	リサイ クル	圧縮	資源化施設	指定法人へ受け渡し	75
粗大ごみ	リサイ クル	破碎 選別	新リサイクルセンター	(可燃物) 焼却	2,280
				(残渣) 委託	
				(資源物) 委託	
資源ごみ (ビン・缶)	リサイ クル	選別	資源化施設	売却	1,400
資源ごみ (その他)	リサイ クル	選別	新リサイクルセンター	売却	2,244
資源ごみ (紙)	リサイ クル	圧縮	資源化施設	売却	7,040
有害ごみ	リサイ クル	積替 保管	新リサイクルセンター	委託	110

※集団回収含まない

(3) 処理施設等の整備

ア 廃棄物処理施設

上記(2)の分別区分及び処理体制で処理を行うため、表3のとおり必要な施設整備を行う。

表3 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	マテリアルリサイクル推進施設	松戸市新リサイクルセンター整備事業 (六和クリーンセンター解体工事含む)	約39t/日	松戸市七右衛門新田316の4	H29～H32 (予定)

(整備理由)

事業番号1 既存資源リサイクルセンターの老朽化のため

(4) 施設整備に関する計画支援事業

上記(3)の施設整備に先立ち、表4のとおり計画支援事業を行う。

表4 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	松戸市新リサイクルセンター整備事業(事業番号1)に係る施設整備計画策定事業	施設整備計画策定	H29
	松戸市新リサイクルセンター整備事業(事業番号1)に係るPFI導入可能性調査	PFI導入可能性調査	H29
	松戸市新リサイクルセンター整備事業(事業番号1)に係る生活環境影響調査事業	生活環境影響調査	H29
	松戸市新リサイクルセンター整備事業(事業番号1)に係る事業者選定アドバイザー業務事業	事業者選定アドバイザー業務	H29～H30

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア 再生利用品の需要拡大事業

・粗大ごみの再使用促進

本市では粗大ごみ再生事業（粗大ごみとして出された木製品類（タンス・机・本棚など）の中から、まだ使える物を再生し、販売する）を実施してきたが、平成22年事業仕分けで費用対効果の観点から廃止となった。今後は新たな方法により粗大ごみの再使用促進に向けた検討を施設整備に併せて行っていく。

イ 廃家電等のリサイクルに関する普及啓発

本市においては、平成13年4月から家電4品目を特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に基づきリサイクル処理としている。

廃家電のリサイクルについては、家電リサイクル法に基づく、適切な回収、再商品化がなされるよう、関連団体や小売店等と協力して、普及啓発を行う。

また、小型家電製品については、従来、破碎、圧縮処理を施して金属物等のリサイクルを行ってきたが、平成25年4月よりベースメタル、レアメタルの回収を目的に新たな制度が制定された。これにより小型家電機器等のリサイクルルートが確立されたため、この新たな制度を活用したリサイクルを開始した。今後も小型家電機器等のリサイクルを継続していく。

ウ 不法投棄対策

不法投棄は、良好な生活環境を保全する上で大変重要な問題である。

ごみの適正処理について、市民及び事業者に対し啓発を行うとともに、市民の協力を得ながら、現行の不法投棄パトロールのほか、県・警察との連携等により監視体制の強化を図っていく。

また、不法投棄が多発する地域については、監視カメラの設置等の対策を検討していく。

エ 災害時の廃棄物処理に関する事項

災害発生時のごみ処理を円滑に推進するため、「松戸市震災廃棄物処理計画」を策定した。また、ごみ処理施設における不慮の事故等により、計画的な処理ができない緊急時の処理体制確保に向け、県内関係機関との協力体制を推進していく。

オ 在宅医療廃棄物の処理

在宅医療廃棄物については、その性状等から集積所に多量に排出された場合、市民が医療機関からの感染性廃棄物と誤解を招く恐れがあり、また収集作業時の針刺し事故等により感染する危険性があることから、現在は受診医療機関等での処分を原則としている。

しかし、今後も高齢化社会の進展や医療技術の向上とともに、在宅における医療行為の増加が予想されることから、必要に応じて関係機関と協議を行い、処理体制の調整を図っていく。

カ 適正処理困難物等の処理

本市の施設での処理が困難な適正処理困難物や排出規制物について、事業者による引取りシステムの整備を促すとともに、国・県に対しても要望をしていく。

4 計画のフォローアップ

(1) 計画のフォローアップ

本市は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、千葉県及び国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を時期計画策定に反映させるものとする。なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

《添付資料 1 対象地域図》

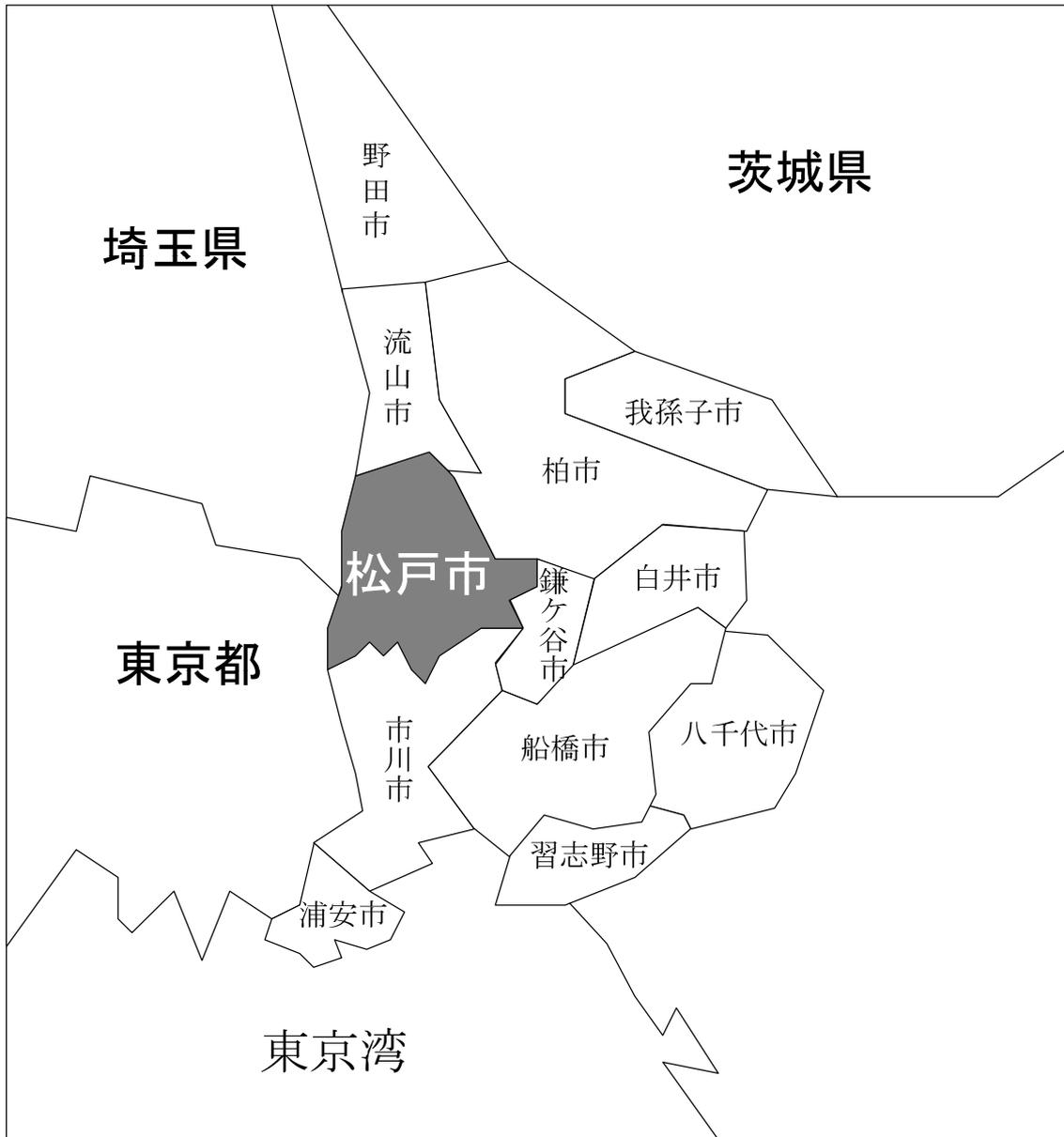


図 S-1 対象地域図

《添付資料 2 目標の設定に関するグラフ等》

表 S-1 ごみ量の目標の設定に関するグラフ

	年度	家庭系ごみ	事業系ごみ	その他ごみ	人口
実績	H23	98,366t	36,280t	1,841t	483,770人
	H24	96,489t	36,255t	1,762t	480,579人
	H25	95,105t	36,639t	1,593t	480,227人
	H26	93,826t	36,745t	1,082t	481,346人
	H27	93,929t	37,042t	872t	483,480人
推計	H28	92,381t	36,432t	858t	482,480人
	H29	92,010t	36,285t	854t	482,480人
	H30	91,547t	36,103t	850t	481,480人
	H31	91,303t	36,006t	848t	480,480人
	H32	87,307t	34,431t	811t	480,480人
	H33	87,005t	34,311t	808t	479,980人
	H34	86,701t	34,192t	805t	479,480人

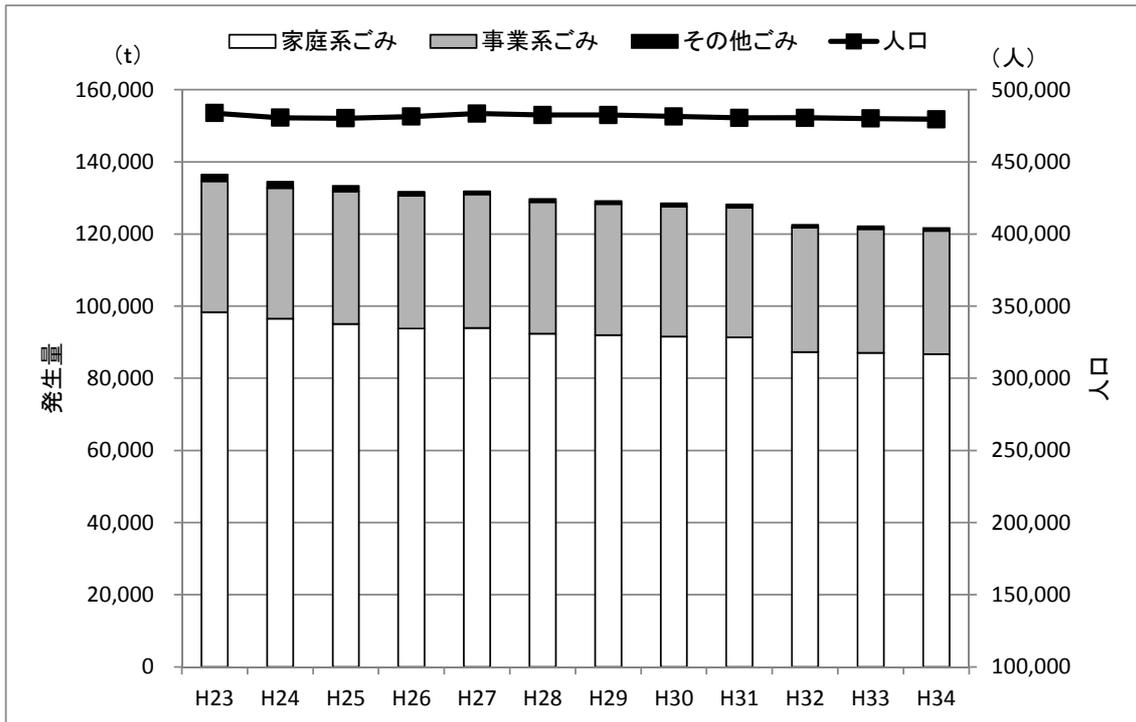


図 S-2 ごみ量の目標の設定に関するグラフ

表 S-2 リサイクル及び最終処分目標の設定に関するグラフ

	年度	総資源化量	減量化量	最終処分量
実績	H23	38,782t	102,368t	16,269t
	H24	37,527t	100,848t	16,849t
	H25	37,273t	100,777t	15,876t
	H26	36,331t	99,885t	15,171t
	H27	35,846t	100,132t	15,151t
推計	H28	35,545t	98,270t	15,111t
	H29	35,202t	97,869t	15,053t
	H30	34,887t	97,377t	14,978t
	H31	34,883t	97,114t	14,939t
	H32	34,746t	96,538t	14,983t
	H33	34,506t	96,212t	14,937t
	H34	34,415t	95,885t	14,890t

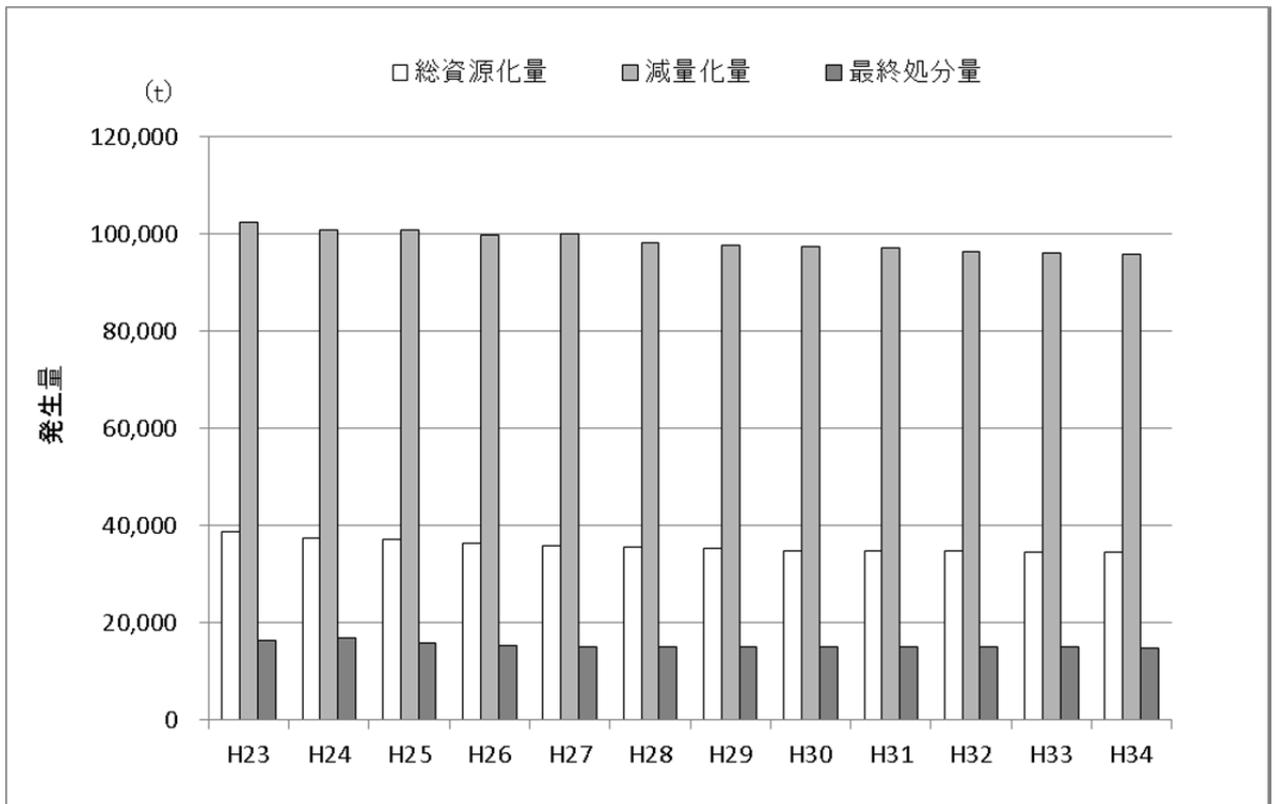


図 S-3 リサイクル及び最終処分目標の設定に関するグラフ

《添付資料3 分別区分説明資料》

表 S-3 本市における分別区分

区分	対象となるごみ	収集頻度	排出方法
燃やせるごみ	食品残渣、資源にならない紙類（紙くず、紙おむつなど）、布類（濡れたり、汚れのあるもの）など	週3回	認定ごみ袋 紙袋
	剪定枝、落ち葉、草	週1回 (資源ごみ収集日と同日)	
陶磁器・ガラスなどのごみ	陶磁器、ガラス製品（ビンを除く）、電球、哺乳ビン、刃物、ハサミ、安全カミソリ、プラスチック製品類（30cm以上50cm未満）など	月1回	ポリ袋
リサイクルするプラスチック	商品の容器や包装に使われているプラスチック製品類 (カップ、トレイ、お菓子などの袋、ポリ袋、ラップ、ボトル容器などのキャップ・ラベル、洗剤・シャンプーなどの容器など)	週1回	ポリ袋
その他のプラスチックなどのごみ	プラスチック製品（文具や日用品など、それ自体を利用するもの）とゴム類・合成皮革製品など (文具、日用品、ゴム類、合成皮革製品、玩具、趣味用品など)	週1回	ポリ袋
資源ごみ	紙類（段ボール、新聞、チラシ、雑誌、雑紙等）	週1回	ひもで縛る
	布類（古着、衣類、ボロ布、毛布等）		ひもで縛る ポリ袋
	ビン類（透明、茶、その他 哺乳ビンを除く）		ポリ袋
	缶類（スチール缶、アルミ缶、スプレー缶等）		
	金属類（なべ、やかん、傘、自転車等）		
	小型家電など（家電製品類、使用済小型電子機器等）		
有害などのごみ	乾電池、蛍光灯、体温計、使い捨てライターなど	週1回	ポリ袋
ペットボトル	飲料用、しょうゆ用、酒用、みりん用などのペットボトル	協力店舗にて回収	協力店舗の回収ボックス
粗大ごみ	家具類、布団類、建具類、その他（50cm角以上のもの）、家電（家電リサイクル法対象品目を除く）、金属製品類の指定品目	随時（申し込み）	戸別収集 (粗大ごみ処理券)

《添付資料 4 現有処理施設の概要》

表 S-4 クリーンセンター概要

施設名称	クリーンセンター
所在地	高柳新田37番地
稼働年月日	昭和55年11月（平成20～21年度に基幹整備工事）
処理対象	燃やせるごみ
処理方式	全連続燃焼式焼却炉
処理能力	200t（100t/24h×2基）
余熱利用	場内給湯、プール・老人福祉センターへ熱供給
運営形態	直営および運転管理業務委託

表 S-5 和名ヶ谷クリーンセンター概要

施設名称	和名ヶ谷クリーンセンター
所在地	和名ヶ谷1349番地の2
稼働年月日	平成7年9月（平成24～26年度に基幹整備工事）
処理対象	燃やせるごみ、その他のプラスチックなどのごみ、粗大ごみ（木製品類等の可燃性物）
処理方式	全連続燃焼式焼却炉
処理能力	300t（100t/24h×3基）
余熱利用	場内給湯・冷暖房及び 和名ヶ谷スポーツセンターへ熱供給 発電 （発電規模 3,100kW）
運営形態	直営および運転管理業務委託

表 S-6 資源リサイクルセンター概要

施設名称	資源リサイクルセンター
所在地	松飛台286番地の15
稼働年月日	昭和56年3月
敷地面積	4,958.69㎡
処理対象	資源ごみ（紙類を除く）、有害ごみ、粗大ごみ（電化製品類・金属製品類等）、陶磁器・ガラスなどのごみ
公称能力	50t/5h
処理能力	機械選別：スチール缶、アルミ缶 手選別：生きびん、カレット
運営形態	運転管理業務委託

表 S-7 日暮クリーンセンター概要

施設名称	日暮クリーンセンター
所在地	五香西5丁目14番地の1
稼働年月日	昭和63年3月
敷地面積	9,168.70m ³
処理対象	リサイクルするプラスチック、その他のプラスチックなどのごみ、粗大ごみ（大型プラスチック製品類）
公称能力	40t/5h×2基
処理能力	せん断式破碎機：5t/5h×1基 切断能力150t
	回転式横型破碎機：50t/5h×1基
	反発式選別機：25t/5h×2基
	圧縮梱包機：40t/5h×2基
運営形態	運転管理業務委託

表 S-7 日暮最終処分場概要

施設名称	日暮最終処分場
所在地	五香西5丁目35番地の8
稼働年月日	昭和60年4月
面積	9,440m ² （埋立地面積 8,587m ² ）
埋立方式	サンドイッチ工法
埋立内容物	不燃ごみ（高分子系ごみを含む）
埋立容量	35,727m ³
運営形態	直営

《添付資料5 地域内の一般廃棄物処理施設の現況と予定》

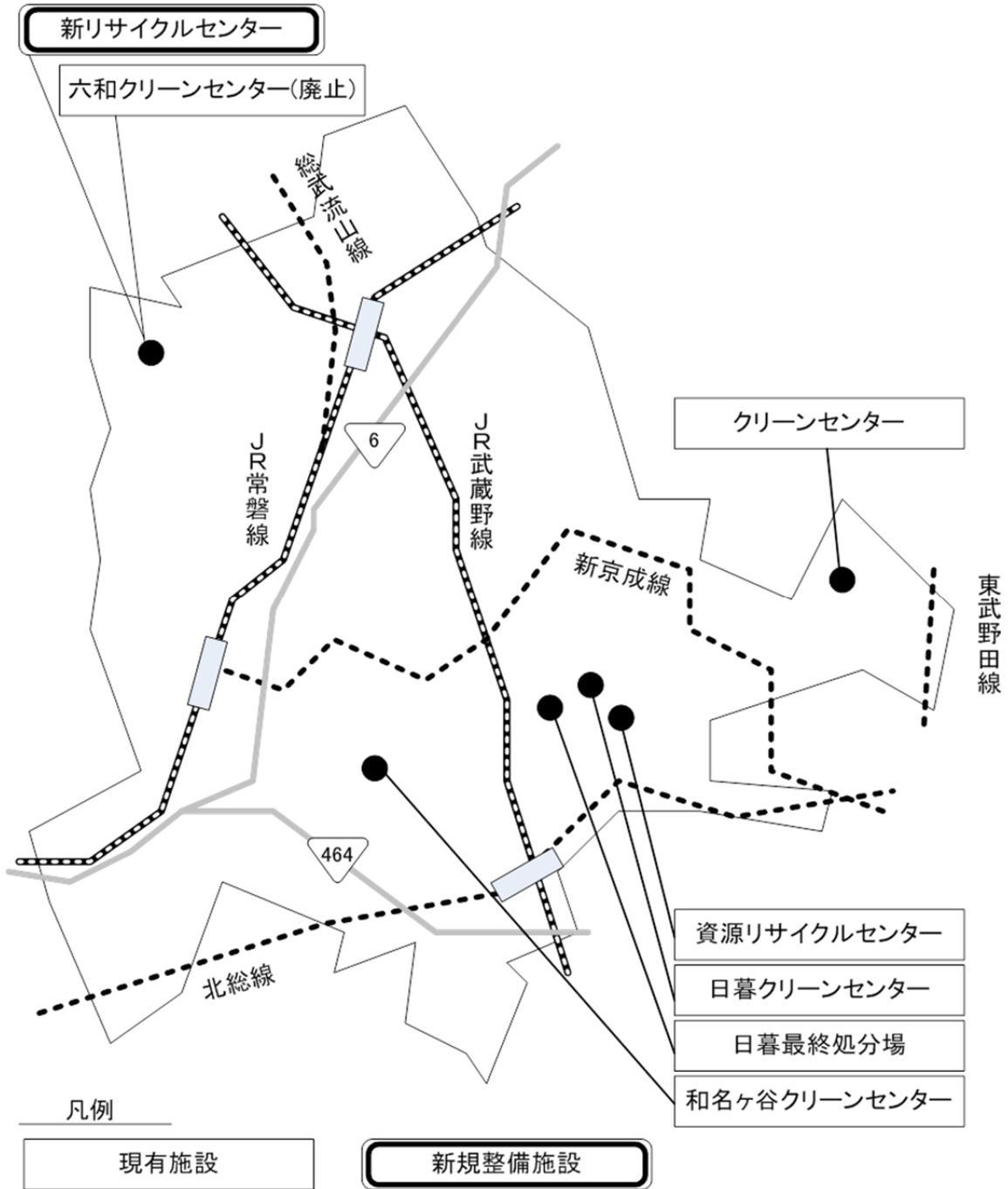


図 S-4 現有施設と予定施設

様式 1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1 (平成29年度)

1 地域の概要

(1) 地域名	松戸市	(2) 地域内人口 (※1)	485,803 人	(3) 地域面積	61.38 km ²
(4) 構成市	松戸市	(5) 地域の要件	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他		
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村： 設立されていない場合、今後の見通し：		設立 (予定) 年月日： 年 月 日 設立、認可予定		

※交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状 (割合※2)					目標
		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成34年度
排出量	事業系 総排出量 (トン)	36,280	36,255	36,639	36,745	37,042	34,192 (H27比 -7.7%)
	1事業所当たりの排出量 (トン/事業所)	2.7	2.8	2.8	2.8	2.8	2.6 (H27比 -7.1%)
	家庭系 総排出量 (トン)	98,366	96,489	95,105	93,826	93,929	86,701 (H27比 -7.7%)
	1人当たりの排出量 (kg/人)	164.5	162.9	160.1	158.0	157.2	146.4 (H27比 -6.9%)
	その他 総排出量 (トン)	1,841	1,762	1,593	1,082	872	805 (H27比 -7.7%)
	1人当たりの排出量 (kg/人)	3.7	3.6	3.2	2.2	1.7	1.6 (H27比 -5.9%)
	合計 事業系家庭系その他排出量合計 (トン)	136,487	134,506	133,337	131,653	131,843	121,698 (H27比 -7.7%)
計画処理量	排出量+ペットボトル量 (トン)	138,026	135,985	134,792	133,051	133,248	122,991
再生利用量	直接資源化量 (トン)	7,645 (5.5%)	7,599 (5.6%)	7,695 (5.7%)	7,537 (5.7%)	7,723 (5.8%)	7,040 (5.7%)
	総資源化量 (トン)	38,782 (24.6%)	37,527 (24.2%)	37,273 (24.2%)	36,331 (24.0%)	35,846 (23.7%)	42,507 (30.0%)
熱回収量	熱回収量 (年間の発電電力量) (MWh)	15,699	16,018	18,656	24,999	25,205	19,718
中間処理による減量化	減量化量 (中間処理前後の差 トン)	102,368 (74.2%)	100,848 (74.2%)	100,777 (74.8%)	99,885 (75.1%)	100,132 (75.1%)	86,390 (70.2%)
最終処分量	埋立最終処分量 (トン)	16,269 (11.8%)	16,849 (12.4%)	15,876 (11.8%)	15,171 (11.4%)	15,151 (11.4%)	12,793 (10.4%)

※1 人口は各年度10月1日現在の人口

※2 総資源化量は集団回収量と排出量に対する割合、その他は計画処理量に対する割合

※3 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付 (添付資料2)

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容				更新、廃止、新設の内容					備考
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力	開始年月	更新、廃止 予定年月	更新、廃止、新設理由	型式及び 処理方式	施設竣工 予定年月	処理能力 (単位)	
クリーンセンター (熱回収施設)	松戸市	連続燃焼式焼却炉 (ストーカ炉)	有	200t/日	S55.12	H32.3	老朽化のため	-	-	-	-
和名ヶ谷クリーンセンター (熱回収施設)	松戸市	連続燃焼式焼却炉 (ストーカ炉)	有	300t/日	H7.10	H42.3	老朽化のため	-	-	-	-
資源リサイクルセンター (資源選別処理施設)	松戸市	選別、破砕、圧縮	有	50t/5h	S56.4	H32.3	老朽化のため	-	-	-	-
松戸市新リサイクルセンター (資源選別処理施設)	松戸市	-	-	-	-	H32.4	既存施設の老朽化のため	未定	H33.3	未定	-
日暮クリーンセンター (粗大ごみ圧縮処理施設)	松戸市	破砕、選別、梱包	有	40t/5h×2基	S63.4	-	-	-	-	-	-
日暮最終処分場 (最終処分場)	松戸市	サンドイッチ工法	有	35727m ³	S60.4	-	-	-	-	-	-

※計画地域内の施設の状況（現況、予定）を地図上に示したものを添付（添付資料5）

様式 2

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2 (平成 29 年度)

事業種別 事業名称	事業番号	事業主体 名称	規模		事業期間 交付期間		総事業費(千円)					交付対象事業費(千円)					備考		
			単位		開始	終了	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度			
○ 再生利用に関する事業							4,371,541	579,602	913,780	1,151,263	1,726,896	0	3,769,639	537,647	641,650	1,036,136	1,554,206	0	
マテリアルリサイクル 推進施設							4,371,541	579,602	913,780	1,151,263	1,726,896	0	3,769,639	537,647	641,650	1,036,136	1,554,206	0	
六和クリーンセンター 解体工事	1	松戸市	200	t/日	H29	H30	1,493,382	579,602	913,780	0	0	0	1,179,297	537,647	641,650	0	0	0	施工監理費含む
松戸市 新リサイクルセンター整備	1	松戸市	39	t/日	H30	H32	2,878,159	0	0	1,151,263	1,726,896	0	2,590,342	0	0	1,036,136	1,554,206	0	施工監理費含む
○ 施設整備に関する計画支援に関する事業							88,673	74,222	14,451	0	0	0	88,673	74,222	14,451	0	0	0	
松戸市 新リサイクルセンター整備							88,673	74,222	14,451	0	0	0	88,673	74,222	14,451	0	0	0	
施設整備計画策定	31	松戸市	-	-	H29	H29	29,650	29,650	0	0	0	0	29,650	29,650	0	0	0	0	
P F I 導入可能性調査	31	松戸市	-	-	H29	H29	5,910	5,910	0	0	0	0	5,910	5,910	0	0	0	0	
生活環境影響調査	31	松戸市	-	-	H29	H29	29,029	29,029	0	0	0	0	29,029	29,029	0	0	0	0	
事業者選定 アドバイザー業務	31	松戸市	-	-	H29	H30	24,084	9,633	14,451	0	0	0	24,084	9,633	14,451	0	0	0	
合 計							4,460,214	653,824	928,231	1,151,263	1,726,896	0	3,858,312	611,869	656,101	1,036,136	1,554,206	0	

※1 業務番号については計画本文3 (3) ~3 (4) に示す施設整備事業番号及び施設整備に関する事業番号と一致させること。また、様式3に示す施策のうち関連するものがあれば、合わせて番号を記入のこと。
 ※2 広域連合、一部事務組合等については、欄外に構成する市町村を注記すること。
 ※3 実施しない事業の欄は削除して構わない。
 ※4 同一施設の整備であっても、交付金を受ける事業主体ごとに記載する。

様式 3

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号	施策の名称	施策の内容	実施主体	事業期間 交付期間		交付金の 要否	事業計画					備考	
					開始	終了		平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度		
発生抑制、 再使用の推進に 関するもの	11	有料化	家庭系ごみの有料化の検討	松戸市	H29	H33								
	12	環境教育・普及啓発・助成	社会科副読本への情報提供 ごみ減量講座	松戸市	H29	H33								
	13	マイバッグ運動・ レジ袋対策など	情報提供 普及啓発活動の実施	松戸市	H29	H33								
	14	発生抑制の推進	ごみ出しパンフレットの充実 「(仮称)ごみ処理ガイド」の作成 生ごみ処理容器等の利用促進に向けた啓発 クリンクル協力店の拡大 適正処理および減量・リサイクル等について指導	松戸市	H29	H33								
	15	再使用の推進	不用品交換情報やフリーマーケットに関する情報の提供 リユース食器の利用促進 粗大ごみの再使用促進	松戸市	H29	H33								
	16	リサイクルの推進	集団回収の促進 剪定枝・食品残渣・廃食用油等の資源化の促進	松戸市	H29	H33								
	17	市民・事業者・市の連携	情報の共有化や相互の連携を強化 交流する機会の創出	松戸市	H29	H33								
処理体制の 構築、変更 に関するもの	21	家庭系ごみ	戸別収集の検討 指定袋制度の導入検討	松戸市	H29	H33								
	22	事業系ごみ	排出基準・受入基準の見直し 廃棄物処理手数料の見直し	松戸市	H29	H33								
	23	その他ごみ	直営収集及び自己搬入を継続	松戸市	H29	H33								
	24	最終処分	最終処分量の削減を図る 民間事業者及び関係自治体等との良好な関係を維持	松戸市	H29	H33								
	25	一般廃棄物と併せて 処理する産業廃棄物	計画的及び適正な処理	松戸市	H29	H33								
処理施設の 整備に 関するもの	1	松戸市新リサイクルセン ターの整備事業	マテリアルリサイクル推進施設	松戸市	H29	H32	○							
施設整備に 係る計画 支援に 関するもの	31	松戸市新リサイクルセン ターの整備事業に係る計画 支援事業	施設整備計画の策定 PFI導入可能性調査 生活環境影響調査 測量調査・地質調査 事業者選定アドバイザー業務	松戸市	H29	H30	○							
その他	41	再生利用品の需要拡大事 業	粗大ごみの再使用促進	松戸市	H29	H33								
	42	廃家電等のリサイクルに関 する普及啓発	家電リサイクル法に基づく適切処理の普及啓発 小型家電機器等のリサイクル促進	松戸市	H29	H33								
	43	不法投棄対策	パトロールや監視体制の強化 監視カメラ設置の検討	松戸市	H29	H33								
	44	災害時の廃棄物処理に関 する事項	震災廃棄物処理計画の策定 県内関係機関との協力体制を推進	松戸市	H29	H33								
	45	在宅医療廃棄物の処理	処理体制の調整	松戸市	H29	H33								
	46	適正処理困難物等の処理	引取りシステムの整備の促進	松戸市	H29	H33								

施設概要(マテリアルリサイクル推進施設系)

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	松戸市
(2) 施設名称	新リサイクルセンター
(3) 工期	平成29年度～平成32年度
(4) 施設規模	処理能力 約39t/日
(5) 処理方式	破碎・選別・資源化
(6) 地域計画内の役割	既存施設(資源リサイクルセンター)の老朽化への対処、資源化の推進
(7) 廃焼却施設解体 工事の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

(8) 事業計画額	既存施設(六和クリーンセンター)解体工事費	:	1,493,382 千円
	本体建設工事費(施工監理含む)	:	2,878,159 千円
	合 計	:	4,371,541 千円

計 画 支 援 概 要

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	松戸市			
(2) 事業目的	松戸市新リサイクルセンター(マテリアルリサイクル推進施設)整備のため			
(3) 事業名称	施設整備計画策定事業	PFI導入可能性調査	生活環境影響調査業務	事業者選定アドバイザー業務事業
(4) 事業期間	平成29年度	平成29年度	平成29年度	平成29年度～平成30年度
(5) 事業概要	新リサイクルセンターの整備を行う場合の基本計画の策定を委託するもの	新リサイクルセンターの整備にあたり、PFI導入可能性調査を委託するもの	新リサイクルセンターの整備にあたり、生活環境影響調査を委託するもの	新リサイクルセンターの整備にあたり、事業者選定アドバイザー業務を委託するもの
(6) 事業計画額	29,650(千円)	5,910(千円)	29,029(千円)	24,084(千円)

